

益城町定住促進補助金の申請を受け付けています

益城町の飯野、津森、福田地区における子育て世帯の定住を目的として、当該地区に一戸建て住宅を新築・新築の建て売り住宅を購入し、居住(転入・転居)した人に予算の範囲内で補助金を交付しています。

また、この補助金の対象者は、住宅金融支援機構が実施する住宅ローン【フラット35】地域連携型を利用することで、借入金利を一定期間引き下げることができます。子育て世帯で、新居を考えている/町へ移住定住されたいという人にぜひお知らせください。



要件

- ・飯野、津森、福田地区内に住宅を新築するか、新築の建て売り住宅を購入した場合
- ・同居する中学生以下の扶養親族を有し、かつ、転入転居した場合
- ・市町村民税、固定資産税、国民健康保険税(料)や軽自動車税を滞納していないこと
- ・住宅を新築/購入した日※から、6カ月を経過していないこと

※新築…建物登記事項証明書に記載された新築日
購入…住宅購入売買契約の日

ただし、本人または親族所有の住宅の場合、同一敷地内の建て替えは補助対象外となります。

詳細は、町のホームページに掲載している要綱等を確認いただき、不明な点はお問い合わせください。

補助額

100万円(「交付決定直後に50万円」、「交付決定日から3年以後に50万円」の2回に分けて交付)

申請方法

住宅の建物登記を完了し、転入・転居後、定住促進補助金初回交付申請書と申請書に定めのある添付書類を添え、申請してください。



申請期限

住宅を新築/購入した日から6カ月以内
(最終期限 令和4年3月31日)

注意事項

- ・予算が上限に達した場合、期限よりも早く受け付けを終了する場合があります。
- ・【フラット35】地域連携型のご利用には条件があります。審査の結果によっては、希望に沿えない場合があります。

問い合わせ

補助金

企画財政課 復興企画係

☎ 286 - 3223

【フラット35】

住宅金融支援機構九州支店

地域連携グループ

☎ 233 - 1507



詳しくは、
各窓口にお
問い合わせ
ください。